

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（目時重雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人であります。

よって、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号により進めてまいります。

◎議案第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第1、議案第2号 平成30年度小坂町一般会計予算を議題といたします。

本件につきまして、予算特別委員長の報告を求めます。

委員長。

〔予算特別委員長 船水隆一君登壇〕

○予算特別委員長（船水隆一君） おはようございます。

議案第2号 平成30年度小坂町一般会計予算に関する報告書。

1、予算案の要旨。

（1）歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ38億6,900万円である。

（2）歳入の主なものは、町税 6 億1,677万6,000円、地方交付税17億円、国庫支出金 2 億7,101万8,000円、県支出金 1 億8,046万7,000円、町債 3 億970万円である。

なお、歳入における町税の占める構成比率は16%（前年度15.2%）となり、前年度 6 億 831万4,000円に比べ、額においては846万2,000円（1.4%）の増となっている。

さらに、歳入を性質別に見ると、自主財源は12億2,071万2,000円で、歳入で占める構成比率は31.6%（前年度は13億4,999万4,000円、32.9%）となり、前年度に比べ1.3%の減となっている。

（3）歳出の主なものは、総務費 5 億1,713万3,000円、民生費 8 億9,716万7,000円、衛生費 3 億7,195万4,000円、土木費 4 億3,866万5,000円、教育費 4 億603万4,000円、公債費

5億5,269万7,000円である。

歳出において大きい構成比率を占めるものは、民生費23.2%で前年度比7,997万8,000円（8.2%）減、総務費13.4%で前年度比1,982万5,000円（4%）の増、土木費11.3%で前年度比1億1,328万7,000円（20.5%）減、公債費14.3%で前年度比1,391万1,000円（2.6%）の増、衛生費9.6%で前年度比994万7,000円（2.6%）の減となっている。

①消費的経費は23億7,498万7,000円で、予算額に占める割合は61.4%となり、前年度に比べ1.7%の減となっている。

内容の主なものは、人件費6億8,187万3,000円、前年度比0.9%の増、物件費6億156万8,000円、前年度比4.5%の減、補助費等6億5,105万4,000円、前年度比4.3%の増となっている。

②投資的経費については3億9,843万5,000円で、予算額に占める割合は10.3%となり、前年度に比べ34.1%の減となっている。

内容の主なものは、総務費においては、十和田湖地区テレビ共同受信施設接続1,959万4,000円、民生費においては、あかしあの郷建設費償還金1,169万9,000円、農林水産業費においては、農産物加工施設等整備1,024万6,000円、商工費においては、産業振興促進条例に係る施設整備費補助と起業支援補助合わせて1,100万円、土木費においては、一本杉地区流雪溝設置2,474万6,000円、橋梁長寿命化3,785万7,000円、町道永楽町1号線舗装補修1,339万7,000円、町道上向1号線道路改良3,916万2,000円、町道上小坂2号線道路改良4,134万4,000円、消防費においては、消防ポンプ自動車購入2,182万8,000円、教育費においては、向陽体育館防災機能強化2,715万円、交流センター改修5,616万円である。

③その他の経費は10億9,557万8,000円で、予算額の28.3%を占めており、前年度に比べ0.8%の増となっている。

内容の主なものは、公債費5億5,269万7,000円、小坂町中小企業振興資金預託金5,000万円、国民健康保険特別会計繰出金5,273万円、後期高齢者医療広域連合負担金9,211万3,000円、介護保険特別会計保険事業勘定繰出金1億702万7,000円、サービス事業勘定繰出金401万5,000円、下水道事業特別会計繰出金1億2,184万7,000円などとなっている。

（４）町債については、町道整備や交流センター改修事業等3億970万円（前年度3億5,000万円）を計画している。なお、地方債の平成30年度末における現在高は48億4,665万9,000円となる見込みである。

（５）一時借入金の借り入れ最高額は4億円と定めている。

2、予算案議決の結果。

平成30年度一般会計当初予算を慎重な審議の結果、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

なお、予算審議に当たっては、あらゆる角度から慎重に審議を行い、各般にわたる意見要望を述べたところであります。

予算執行に当たって、これら議会の意見要望を最大限に尊重して、最少の経費で最大の効果を目指し、特に下記の事項に最善の努力を図られるよう要請するものであります。

記

1、財政の健全化は喫緊の課題であることから、費用対効果を十分に考慮して、行財政改革を積極的に推進すること。

2、グリーンフィル小坂処理水のセシウム除去について、安全性が保障できるように、町として確実に取り組みを進めること。

3、担い手農家の育成を図りながら、6次産業化の推進を優先事業として実施すること。

4、にぎわい創出事業の小坂鉄道レールパークについては、安定した管理運営に努めるとともに、事業の評価によっては運営方法の見直しも検討すること。

5、鹿角地域3高等学校の統合については、通学や地域の特性を生かした人材の育成を図るためにも、町が積極的に関与すること。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第2号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第3号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第2、議案第3号 平成30年度小坂町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

本件につきまして、予算特別委員長の報告を求めます。

委員長。

〔予算特別委員長 船水隆一君登壇〕

○予算特別委員長（船水隆一君） 議案第3号 平成30年度小坂町国民健康保険特別会計予算に関する報告書。

予算案の要旨。

本予算案は、歳入歳出の総額をそれぞれ6億1,130万円と定めている。

歳入の主なものは、保険税9,087万3,000円（予算総額の14.9%）、県支出金4億6,755万9,000円（76.5%）、繰入金5,273万1,000円（8.6%）である。

歳出の主なものは、保険給付費4億5,958万2,000円（75.2%）、国民健康保険事業費納付金1億2,630万円（20.7%）である。

また、一時借入金の借り入れの最高額は5,000万円となっている。

予算案議決の結果。

本予算案は、831世帯を対象とした国民健康保険の実施に必要な経費等を計上したものであり、適正な措置と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第3号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第4号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第3、議案第4号 平成30年度小坂町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本件につきまして、予算特別委員長の報告を求めます。

委員長。

〔予算特別委員長 船水隆一君登壇〕

○予算特別委員長（船水隆一君） 議案第4号 平成30年度小坂町後期高齢者医療特別会計予算に関する報告書。

予算案の要旨。

本予算案は、歳入歳出の総額をそれぞれ7,627万3,000円と定めている。

歳入の主なものは、保険料5,019万7,000円（予算総額の65.8%）、一般会計繰入金2,584万6,000円（33.9%）である。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金7,520万円（98.6%）である。

予算案議決の結果。

本予算案は、後期高齢者医療の実施に必要な経費を計上したものであり、適正な措置と認

め、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第4号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第5号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第4、議案第5号 平成30年度小坂町介護保険特別会計予算を議題といたします。

本件につきまして、予算特別委員長の報告を求めます。

委員長。

〔予算特別委員長 船水隆一君登壇〕

○予算特別委員長（船水隆一君） 議案第5号 平成30年度小坂町介護保険特別会計予算に関する報告書。

予算案の要旨。

保険事業勘定は予算総額が 7 億 6,581 万 3,000 円で、歳入の主な内容は、介護保険料 1 億 3,004 万 3,000 円（予算総額の 17%）、国庫支出金 2 億 205 万 5,000 円（26.4%）、支払基金交付金 1 億 9,647 万 7,000 円（25.7%）、一般会計繰入金 1 億 2,202 万 7,000 円（15.9%）である。歳出の主な内容は、総務費 977 万 7,000 円（1.3%）、保険給付費 6 億 9,975 万円（91.4%）、地域支援事業費 5,415 万 1,000 円（7.1%）などである。

また、一時借入金の借り入れの最高額は 5,000 万円となっている。

介護サービス事業勘定は予算総額が 500 万 1,000 円で、歳入の主な内容は、サービス収入 98 万 6,000 円（予算総額の 19.7%）、一般会計繰入金 401 万 5,000 円（80.3%）であり、歳出の主な内容は、総務費 67 万 4,000 円（13.5%）、サービス事業費 431 万 7,000 円（86.3%）となっている。

また、一時借入金の借り入れの最高額は 300 万円となっている。

予算案議決の結果。

本予算案は、介護サービスが総合的に利用できるように必要な経費を計上したものであり、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第 71 条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 5 号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第 5 号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第6号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第5、議案第6号 平成30年度小坂町歯科診療所特別会計予算を議題といたします。

本件につきまして、予算特別委員長の報告を求めます。

委員長。

〔予算特別委員長 船水隆一君登壇〕

○予算特別委員長（船水隆一君） 議案第6号 平成30年度小坂町歯科診療所特別会計予算に関する報告書。

予算案の要旨。

本予算案は、歳入歳出の総額をそれぞれ6,318万5,000円と定めている。

歳入の主なものは、診療収入4,200万円（予算総額の66.5%）、一般会計繰入金1,930万7,000円（30.5%）、諸収入187万7,000円（3%）である。

歳出は、診療所費6,315万8,000円（100%）、公債費2万7,000円（0%）となっている。

また、一時借入金の借り入れの最高額は1,000万円となっている。

予算案議決の結果。

本予算案は、歯科診療所を経営するため必要な経費を計上したものと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第6号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第7号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第6、議案第7号 平成30年度小坂町中小企業従業員退職金等共済事業特別会計予算を議題といたします。

本件につきまして、予算特別委員長の報告を求めます。

委員長。

〔予算特別委員長 船水隆一君登壇〕

○予算特別委員長（船水隆一君） 議案第7号 平成30年度小坂町中小企業従業員退職金等共済事業特別会計予算に関する報告書。

予算案の要旨。

本予算案は、歳入歳出の総額をそれぞれ608万4,000円と定めている。

歳入の主なものは、共済掛金収入140万4,000円（予算総額の23.1%）、基金繰入金445万8,000円（73.3%）、財産運用収入20万6,000円（3.4%）、一般会計繰入金1万5,000円（0.2%）である。

歳出は、共済事業費608万4,000円（100%）となっている。

予算案議決の結果。

本予算案は、町内の中小企業に働く従業員の退職金等についての制度で、中小企業の振興に寄与する上に必要な経費を計上した予算措置と認め、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第7号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第8号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第7、議案第8号 平成30年度小坂町菅原ヤエ奨学資金特別会計
予算を議題といたします。

本件につきまして、予算特別委員長の報告を求めます。

委員長。

〔予算特別委員長 船水隆一君登壇〕

○予算特別委員長（船水隆一君） 議案第8号 平成30年度小坂町菅原ヤエ奨学資金特別会計
予算に関する報告書。

予算案の要旨。

本予算案は、歳入歳出の総額をそれぞれ300万3,000円と定めている。

歳入は、財産運用収入3,000円（予算総額の0.1%）、貸付金収入249万円（82.9%）、基

金繰入金51万円（17％）である。

歳出は、財産管理費300万3,000円（100％）となっている。

予算案議決の結果。

本予算案は、義務教育終了の小坂町民の子弟で上級学校に在学し、経済的理由で就学困難な人に対して奨学資金を貸与するために必要な経費を計上した予算措置と認め、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第8号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第9号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第8、議案第9号 平成30年度小坂町文化基金特別会計予算を議題といたします。

本件につきまして、予算特別委員長の報告を求めます。

委員長。

〔予算特別委員長 船水隆一君登壇〕

○予算特別委員長（船水隆一君） 議案第9号 平成30年度小坂町文化基金特別会計予算に関する報告書。

予算案の要旨。

本予算案は、歳入歳出の総額をそれぞれ123万3,000円と定めている。

歳入は、財産運用収入1,000円（予算総額の0.1%）、基金からの繰入金123万2,000円（99.9%）となっている。

歳出は、美術品購入費123万2,000円（99.9%）などとなっている。

予算案議決の結果。

本予算案は、基金から生ずる収益を美術品購入に充てるための予算と認め、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第9号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第10号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第9、議案第10号 平成30年度小坂町下水道事業特別会計予算を議題といたします。

本件につきまして、予算特別委員長の報告を求めます。

委員長。

〔予算特別委員長 船水隆一君登壇〕

○予算特別委員長（船水隆一君） 議案第10号 平成30年度小坂町下水道事業特別会計予算に関する報告書。

予算案の要旨。

本予算案は、歳入歳出の総額をそれぞれ3億1,576万2,000円と定めている。

歳入の主なものは、分担金及び負担金271万円（予算総額の0.9%）、使用料及び手数料4,330万4,000円（13.7%）、国庫支出金5,000万円（15.8%）、一般会計繰入金1億2,184万7,000円（38.6%）、諸収入50万円（0.2%）、町債9,740万円（30.8%）となっている。

歳出は、米代川流域関連公共下水道建設事業として1億3,514万5,000円（42.8%）、米代川流域下水道維持管理費と汚泥焼却管理費負担金3,188万3,000円（10.1%）、公債費1億3,215万6,000円（41.9%）などである。

また、一時借入金の借り入れの最高額は1億円となっている。

予算案議決の結果。

本予算案は、下水道事業推進に必要な経費を計上した予算措置と認め、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第10号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第11号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第10、議案第11号 平成30年度小坂町小坂財産区特別会計予算を議題といたします。

本件につきまして、予算特別委員長の報告を求めます。

委員長。

〔予算特別委員長 船水隆一君登壇〕

○予算特別委員長（船水隆一君） 議案第11号 平成30年度小坂町小坂財産区特別会計予算に関する報告書。

予算案の要旨。

本予算案は、歳入歳出の総額をそれぞれ175万4,000円と定めている。

歳入の主なものは、土地貸付収入165万2,000円（予算総額の94.2%）となっている。

歳出は、財産管理費175万4,000円（100%）である。

予算案議決の結果。

本予算案は、財産区事業に必要な経費を計上した予算措置と認め、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第11号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第12号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第11、議案第12号 平成30年度小坂町水道事業会計予算を議題といたします。

本件につきまして、予算特別委員長の報告を求めます。

委員長。

〔予算特別委員長 船水隆一君登壇〕

○予算特別委員長（船水隆一君） 議案第12号 平成30年度小坂町水道事業会計予算に関する報告書。

予算案の要旨。

本予算案は、給水戸数2,150戸、年間総給水量49万6,896 m^3 、1日平均給水量1,361 m^3 の業務を行うに必要な予算措置をしている。

収益的収入は2億5,808万7,000円で、その主な内容は、営業収益1億3,484万6,000円、営業外収益1億2,323万1,000円などである。

収益的支出は2億4,477万5,000円で、その主な内容は、営業費用1億9,431万1,000円、営業外費用5,026万4,000円などである。

資本的収入は5,065万9,000円で、その主な内容は、企業債2,790万円、出資金1,126万8,000円、負担金234万9,000円となっている。

資本的支出は1億8,732万5,000円で、その内容は、建設改良費5,924万7,000円、企業債償還金1億2,807万8,000円となっている。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億3,666万6,000円は、現年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額259万7,000円、過年度損益勘定留保資金1億3,406万9,000円で補填することに定めている。

予算案議決の結果。

本予算案は、水道事業の経営に必要な経費を計上したものであり、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第12号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第13号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第12、議案第13号 平成30年度小坂町下水道事業特別会計への繰入れについてを議題といたします。

本件につきまして、予算特別委員長の報告を求めます。

委員長。

〔予算特別委員長 船水隆一君登壇〕

○予算特別委員長（船水隆一君） 議案第13号 平成30年度小坂町下水道事業特別会計への繰入れについての報告書。

議案の要旨。

一般会計からの繰り入れできる金額を定めるというものである。

議案可決の理由。

地方公営企業法の適用を受けていない特別会計に一般会計から基準外の繰り入れをする場合には、地方財政法第6条の規定により議会の議決を必要とするものであり、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第14号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第13、議案第14号 小坂町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔総務福祉常任委員長 船水隆一君登壇〕

○総務福祉常任委員長（船水隆一君） 議案第14号 小坂町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についての報告書。

議案の要旨。

介護保険法の一部が改正されたことに伴い、条例を制定しようとするものであります。

議案可決の理由。

本議案は、法改正に伴い、これまで県条例により定められてきた指定居宅介護支援事業者の指定等について、指定権限が市町村に委譲されることに伴い、必要な基準について市町村が条例の制定を行うものであり、妥当なものであります。

よって、本案は前回一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第14号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第15号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第14、議案第15号 小坂町公共下水道事業受益者分担に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきまして、産業教育常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔産業教育常任委員長 栗山忠三君登壇〕

○産業教育常任委員長（栗山忠三君） おはようございます。

報告を申し上げます。

議案第15号 小坂町公共下水道事業受益者分担に関する条例の制定についての報告書。

議案の要旨であります。

下水道事業の整備により、現在ある小坂都市計画下水道事業受益者負担に関する条例で対象とならない都市計画区域外を対象とするために、条例を制定しようとするものであります。

議案可決の理由であります。

本議案は、負担者の公平性を保ち、分担金の一部を工事費に還元するためのものであり、妥当なものであります。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

以上であります。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第15号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第15号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第16号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第15、議案第16号 小坂町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきまして、産業教育常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔産業教育常任委員長 栗山忠三君登壇〕

○産業教育常任委員長（栗山忠三君） 議案第16号 小坂町手数料条例の一部を改正する条例の制定についての報告書。

議案の要旨であります。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、砂利採取計画の認可申請等

に対する審査手数料の見直しを行い、条例を改正しようとするものであります。

議案可決の理由。

本議案は、原則３年ごとに見直しが行われており、今回の改正は、積算基礎となる単価の変更に伴うものであり、対象者の負担も軽減されることから、妥当なものであります。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

以上であります。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第16号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第16号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第17号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第16、議案第17号 小坂町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔総務福祉常任委員長 船水隆一君登壇〕

○総務福祉常任委員長（船水隆一君） 議案第17号 小坂町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての報告書。

議案の要旨。

国民健康保険法の一部改正に伴い、条例を改正しようとするものであります。

議案可決の理由。

本議案は、法改正に伴い、国民健康保険制度の安定化を図るために、都道府県が財政運営の責任主体となり、財政運営や効率的な事業の確保等の運営の中心的な役割を担うことから、条例の改正をしようとするものであり、妥当なものであります。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第17号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第17号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第18号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第17、議案第18号 小坂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔総務福祉常任委員長 船水隆一君登壇〕

○総務福祉常任委員長（船水隆一君） 議案第18号 小坂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての報告書。

議案の要旨。

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部改正に伴い、条例を改正しようとするものであります。

議案可決の理由。

本議案は、法改正に伴い、国民健康保険における財政責任主体が都道府県になることに伴う国民健康保険税の改正が平成30年度から施行されることから、条例の改正をしようとするものであり、妥当なものであります。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第18号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第18号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第19号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第18、議案第19号 小坂町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔総務福祉常任委員長 船水隆一君登壇〕

○総務福祉常任委員長（船水隆一君） 議案第19号 小坂町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての報告書。

議案の要旨。

介護保険法等の一部改正に伴い、条例を改正しようとするものであります。

議案可決の理由。

本議案は、法改正に伴い、条例を改正しようとするものであり、介護保険料改定は行わず前期と同額にするということから、妥当なものであります。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第19号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第19号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第20号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第19、議案第20号 小坂町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔総務福祉常任委員長 船水隆一君登壇〕

○総務福祉常任委員長（船水隆一君） 議案第20号 小坂町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についての報告書。

議案の要旨。

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、条例を改正しようとするものであります。

議案可決の理由。

本議案は、法改正に伴い、条例を改正しようとするものであり、妥当なものであります。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第20号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第20号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第21号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第20、議案第21号 小坂町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔総務福祉常任委員長 船水隆一君登壇〕

○総務福祉常任委員長（船水隆一君） 議案第21号 小坂町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての報告書。

議案の要旨。

省令の一部改正に伴い、条例を改正しようとするものであります。

議案可決の理由。

本議案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行により基準が改正されたことに伴い、介護予防支援関連の基準について条例

の改正をしようとするものであり、妥当なものであります。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第21号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第21号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第22号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第21、議案第22号 小坂町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔総務福祉常任委員長 船水隆一君登壇〕

○総務福祉常任委員長（船水隆一君） 議案第22号 小坂町指定地域密着型サービスの事業の

人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての報告書。

議案の要旨。

省令の一部改正に伴い、条例を改正しようとするものであります。

議案可決の理由。

本議案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行により基準が改正されたことに伴い、地域密着型サービス関連の基準について条例の改正をしようとするものであり、妥当なものであります。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第22号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第22号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第23号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第22、議案第23号 小坂町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔総務福祉常任委員長 船水隆一君登壇〕

○総務福祉常任委員長（船水隆一君） 議案第23号 小坂町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての報告書。

議案の要旨。

省令の一部改正に伴い、条例を改正しようとするものであります。

議案可決の理由。

本議案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行により基準が改正されたことに伴い、地域密着型介護予防サービス関連の基準について条例の改正をしようとするものであり、妥当なものであります。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第23号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第23号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第24号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第23、議案第24号 小坂町体験農園設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきまして、産業教育常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔産業教育常任委員長 栗山忠三君登壇〕

○産業教育常任委員長（栗山忠三君） 議案第24号 小坂町体験農園設置条例の一部を改正する条例の制定についての報告書。

議案の要旨。

小坂町体験農園エリア内の土地及び建物等の施設の増加に伴い、条例を改正しようとするものであります。

議案可決の理由。

本議案は、体験農園内のさまざまな利用形態に合わせて条例を改正しようとするものであり、妥当なものであります。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

以上です。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第24号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第24号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第29号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第24、議案第29号 町道の認定についてを議題といたします。

本件につきまして、産業教育常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔産業教育常任委員長 栗山忠三君登壇〕

○産業教育常任委員長（栗山忠三君） 議案第29号 町道の認定についての報告書。

議案の要旨であります。

町道の見直しにより、新たな路線を町道に認定しようとするものであります。

議案可決の理由。

本議案は、宅地造成や利用形態の変更により、町道2路線を新たに認定しようとするものであり、妥当なものであります。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第29号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第29号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第30号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第25、議案第30号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件につきまして、産業教育常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔産業教育常任委員長 栗山忠三君登壇〕

○産業教育常任委員長（栗山忠三君） 議案第30号 指定管理者の指定についての報告書。

議案の要旨であります。

小坂町みんなの運動公園の指定管理者を指定しようとするものであります。

議案可決の理由です。

本議案は、指定管理者選考委員会において、平成25年4月から指定管理を委ねられている小坂町スポーツクラブによる管理運営は安定しており、今後5年間の事業内容も基準を満たしていることから、指定管理者候補者として選考されたとのことであり、妥当なものであります。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第30号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第30号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第30号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第31号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第26、議案第31号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔総務福祉常任委員長 船水隆一君登壇〕

○総務福祉常任委員長（船水隆一君） 議案第31号 指定管理者の指定についての報告書。

議案の要旨。

小坂町福祉保健総合センター及び同センターの構成施設である小坂町老人福祉センター、

小坂町保健センター・事業部門並びに小坂町中央児童館の指定管理者を指定しようとするものであります。

議案可決の理由。

本議案は、指定管理者選考委員会において、平成26年7月から指定管理を委ねられている小坂町社会福祉協議会は、これまで順調な管理がなされていることから、指定管理者候補者として選考されたとのことであり、妥当なものであります。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第31号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第31号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第31号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第32号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第27、議案第32号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。
委員長。

〔総務福祉常任委員長 船水隆一君登壇〕

○総務福祉常任委員長（船水隆一君） 議案第32号 指定管理者の指定についての報告書。

議案の要旨。

小坂町デイサービスセンター「ゆーとりあ」並びに「ほっとりあ」の指定管理者を指定しようとするものであります。

議案可決の理由。

本議案は、指定管理者選考委員会において、平成25年4月から指定管理を委ねられている小坂町社会福祉協議会は、これまで順調な管理がなされていることから、指定管理者候補者として選考されたとのことであり、妥当なものであります。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第32号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第32号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第32号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第33号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第28、議案第33号 平成29年度小坂町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

1番、鹿兒島君。

○1番（鹿兒島 巖君） 直接、一般会計補正の関係というよりも、この際ちょっとせつかくの機会ですからお伺いをしておきたいと思いますが、ことしは積雪が大分やっぱり多くて、倒壊家屋が出ているという情報も、新聞報道であれば、十和田、生田ですか、それから川上でもあったということを聞いておりますが、今現在、町で把握をしているそういう空き家の倒壊、そういう情報はどういうふうになっているか教えていただければと思います。

○議長（目時重雄君） 建設課長。

○建設課長（伏見俊一君） それでは、空き家のほうをちょっと管理している担当部局ですので、こちらのほうからつかんでいる分をお話ししたいと思います。

まず初めに、永楽町で空き家が1軒、雪の重みで、雪とそれから一部が崩壊しまして、ありました。持ち主もちゃんとわかってあったので、持ち主に対しては危険空き家の解体補助を進めております。それから、今お話のあった、あとは十和田の和井内地区の空き家、お土産屋さんをやったところですが、すみません、日にちまではちょっとわかりませんが、雪の重みでやはり倒壊しております。こちらもち主と連絡をとりまして、危険空き家の補助金を使って処理をどうですかというふうなことでお話ししております。それから、つい二、三日ですが、川上地区で国道に隣接した製材屋さんが傾いてということで、それにつきましても危険空き家ということで今お話を進めております。その3件、把握しております。

○議長（目時重雄君） 1番。

○1番（鹿兒島 巖君） ありがとうございます。

雪解けの時期に一度、ぜひ空き家の状況を、各町内を回っていただくようなことをして、また来年も当然起こることがありますので、そういう状況把握をしながら持ち主に指導していくというようなことを含めて、空き家対策についてはぜひお願いをしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、もう一点この際お聞きしておきますが、ワイナリーで、私ちょっと横文字弱い

ので、ファンドといいますか、出資制度というようなものをつくって、3月、もうじき何か締め切りの期間が終わると。目標に達していない場合は、お預かりしたお金を返すということになっているようです。一部聞くとところによれば、ほぼ達成したのではないかというお話も聞いておりますが、今現在の状況、町のほうで情報を把握していれば、これ非常に新しい事業として注目されておりますし、私もいいことだと思って関心を持っておりますので、情報があれば、この際皆さんにお知らせいただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（安保明彦君） お答えさせていただきます。

私もけさ担当班長のほうから確認したところなのですが、けさの時点で目標額につきましてはクリアできたということで、あと締め切りまでのところでまたさらなる幾らかの増加を一応見込んでいるということでございます。おかげさまで、そうしますと今度は県の醸造試験場のご協力をいただきながら、山ブドウ交配種に合う新しい酵母の開発に着手できるという形になるかと思えます。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑ありませんか。

町長。

○町長（細越 満君） すみません、今のに関連して、お願いであります。

議員の皆さんにおかれましても、一応お願いしているというような話も聞いております。また、二、三名の方々が、何といいますか、今4種類ありますけれども、それについて協力していただいた方もおられますので、今後もまず達成したからってあとないわけでもないの、何とかひとつ皆様からも一口お願いしたいと思います。私らも頑張って投資していきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第33号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第33号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第29、議案第34号 平成29年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第34号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第34号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第30、議案第35号 平成29年度小坂町歯科診療所特別会計補正

予算（第３号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第35号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第35号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎議案第３６号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第31、議案第36号 平成29年度小坂町菅原ヤエ奨学資金特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第36号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第36号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎議案第37号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第32、議案第37号 平成29年度小坂町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第37号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第37号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

◎議案第38号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第33、議案第38号 平成29年度小坂町小坂財産区特別会計補正

予算（第２号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第38号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第38号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎議案第３９号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第34、議案第39号 平成29年度小坂町水道事業会計補正予算（第３号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第39号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第39号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎議案第40号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第35、議案第40号 小坂町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本議案第40号は、全員協議会で協議し提案されたものでありますので、提案理由の説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、提案理由の説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより議案第40号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。

議案第40号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎平成29年・陳情第8号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第36、平成29年・陳情第8号 消費税を10%に増税することを中止することを国に求める意見書採択に関する陳情についての報告書を議題といたします。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔総務福祉常任委員長 船水隆一君登壇〕

○総務福祉常任委員長（船水隆一君） 平成29年・陳情第8号 消費税を10%に増税することを中止することを国に求める意見書採択に関する陳情の報告書。

陳情の要旨。

消費税を10%に増税することを中止する意見書を国に提出していただきたいというものがあります。

陳情不採択の理由。

消費税増税については、平成24年8月に「社会保障と税の一体改革関連法」が成立しております。

社会保障の分野を安定して継続していくためには、消費税は必要であり、消費税の引き上げもやむを得ないものであります。

また、消費税の8%から10%への引き上げについては、国において「経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、税率の引き上げの前に、経済状況等を総合的に勘案した上で、税率の引き上げの停止を含め所要の措置を講ずる」とのことから、本陳情の趣旨に賛同することはできません。

よって、当委員会は賛成少数で不採択とすべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより平成29年・陳情第8号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって、小坂町先例集第104号により陳情の原案について採決いたします。

この陳情を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（目時重雄君） 起立少数であります。

よって、平成29年・陳情第8号は不採択とすることに決定いたしました。

◎陳情第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第37、陳情第1号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情についての報告書を議題といたします。

本件につきまして、産業教育常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔産業教育常任委員長 栗山忠三君登壇〕

○産業教育常任委員長（栗山忠三君） 陳情第1号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情の報告書。

陳情の要旨であります。

最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書を国に提出していただきたいというものであります。

陳情採択の理由。

健康で文化的な最低限の生活を保障して、最低賃金の地域間格差の解消による地方からの労働力流出の抑止を図り、地域経済を再生させるためには、最低賃金の引き上げは必要であります。

あわせて、中小企業への助成や融資などの支援策を拡充することも必要であります。

よって、本陳情の願意は妥当なものと認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

以上であります。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

陳情第1号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、陳情第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎意見書案第1号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第38、意見書案第1号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案は、さきの陳情第1号の採択によって、国に意見書を提出しようとするものであります。

よって、本意見書案に関しては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

た。

これより意見書案第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書案第1号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

◎決定第1号について

○議長（目時重雄君） 日程第39、決定第1号 常任委員会委員の任期満了に伴い、常任委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

常任委員につきましては、小坂町議会委員会条例第5条第1項の規定により議長が指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、常任委員は、決定第1号の表の記のとおり指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。

◎決定第2号について

○議長（目時重雄君） 日程第40、決定第2号 常任委員会の委員長及び副委員長の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

常任委員会の委員長及び副委員長の選任の方法は、議長が指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、常任委員会の委員長及び副委員長は、決定第2号の表の記のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの常任委員会の委員長及び副委員長に選任することに決定いたしました。

◎決定第3号について

○議長（目時重雄君） 日程第41、決定第3号 議会運営委員会委員の任期満了に伴い、議会運営委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員につきましては、小坂町議会委員会条例第5条第1項の規定により議長が指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議会運営委員は、決定第3号の表の記のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

◎決定第４号について

○議長（目時重雄君） 日程第42、決定第４号 議会運営委員会の委員長及び副委員長の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会の委員長及び副委員長の選任の方法は、議長が指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議会運営委員会の委員長及び副委員長は、決定第４号の表の記のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員会の委員長及び副委員長に選任することに決定いたしました。

◎決定第５号について

○議長（目時重雄君） 日程第43、決定第５号 常任委員会委員の任期満了に伴い、各常任委員会から選出されている議会広報対策特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会広報対策特別委員につきましては、小坂町議会委員会条例第５条第１項の規定により議長が指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議会広報対策特別委員は、決定第５号の表の記のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を議会広報対策特別委員に選任することに決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午前 11 時 58 分

再開 午前 11 時 59 分

○議長（目時重雄君） 再開いたします。

休憩中にお諮りいたしました議会広報対策特別委員会の委員長及び副委員長の互選の結果、委員長に本田佳子君、副委員長に熊谷聰君とすることに決定いたしました。

◎報告第 1 号の委員長報告、質疑

○議長（目時重雄君） 日程第44、報告第 1 号……すみません。いいですか、皆さん。これより昼食休憩に入ります。再開は午後 1 時といたします。

〔発言する者あり〕

○議長（目時重雄君） すみません。再開してやるという意見がありますので、やらせていただきます。

日程第44、報告第 1 号 類似町村の移住・定住に関する事務の調査についてを議題といたします。

本件に関し、産業教育常任委員長の報告を求めます。

〔産業教育常任委員長 栗山忠三君登壇〕

○産業教育常任委員長（栗山忠三君） 報告第 1 号 移住・定住に関する事務の調査について。

調査事項。

移住・定住・空き家対策の取り組みについて、2、観光振興について。

調査場所。

群馬県草津町、群馬県下仁田町。

調査の目的とするところ。

類似町村の産業教育に関する調査を実施して、当町議会活動の一助とする。

調査期間。

平成29年11月16日から11月17日の2日間であります。

所感であります。

移住・定住施策については、住宅地を整備し貸し付けて、10年後は土地を無償譲渡する施策は効果があると思います。空き家対策については、当町の政策とほぼ同じであるが、情報発信や相談体制が整備されていることから、空き家バンクが利用しやすい環境にあると思います。

今後、重点施策として推進していくためには、下仁田町と同様に専門の部署を設けたり、コーディネーターを配置するなどの体制が必要であると感じました。また、町が老朽空き家の解体を行政代執行で行ったことは今後の参考にしたい。首都圏に近い下仁田町でも転入者を呼び込むには容易でないことから、当町ではほかの地域との差別化を図りながら、下仁田町以上の施策を行っていかねば移住・定住による活性化は成功しないと思うので、その推進について町に提言していきたいと思うのであります。

以上であります。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告第1号は終了いたしました。

◎報告第2号の委員長報告、質疑

○議長（目時重雄君） 日程第45、報告第2号 類似町村の議会運営に関する事務の調査についてを議題といたします。

本件に関し、議会運営委員長の報告を求めます。

委員長。

〔議会運営委員会副委員長 熊谷 聡君登壇〕

○議会運営委員会副委員長（熊谷 聡君） 報告第2号 類似町村の議会運営に関する事務の

調査について。

平成29年6月20日、本委員会に付託された標記の調査の結果について小坂町議会会議規則第71条の規定により、次のとおり報告書を提出します。

平成30年3月16日。

調査事項。

議会運営の活性化について。

調査場所。

岩手県岩泉町。

調査の目的とするところ。

類似町村の議会運営に関する調査を実施して、当町議会活動の一助とする。

調査期間。

平成29年10月26日、27日の2日間でございます。

所感。

東日本大震災の経験により議会災害対策支援本部設置要綱を制定したことで、台風10号豪雨災害においては、議員全員の安否確認、議会災害対策支援本部の設置、被災状況及び避難所の現地調査など、スピード感、緊張感ある議会行動ができたのだと思う。

また、被災者の生活再建支援及び被災地の復旧が早期に図られるよう国に意見書を提出したり、復旧財源に充てるために議員報酬の削減をするなど、行政を支援するという共通認識を持つことができたというのは参考になった。

議会災害対策支援本部を設置することになれば、町側との話し合いも必要になってくると思うが、災害が発生したときは、議会事務局を通じて議員に情報を伝達するという点は勉強になった。

当町は災害が少ない町ですが、議会内で議論することで災害に対する認識が深まり、住民の安心、安全にもつながると思うので、調査内容を参考にして今後の議会活動に生かしていきたい。

以上であります。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告第2号は終了いたしました。

◎閉会中の継続審査及び継続調査の申出書について

○議長（目時重雄君） 日程第46、閉会中の継続審査申出書についてを議題といたします。

議会運営委員会並びに総務福祉常任委員会及び産業教育常任委員会の各委員長から、小坂町議会会議規則第69条の規定により、皆様のお手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に予定されました案件は全部終了いたしました。

◎会計管理者挨拶

○議長（目時重雄君） ここで、皆さんにお諮りいたします。

長年、町職員として勤務され、この月末に退職される管理職がおります。これまで議会の対応をしまりました管理職においては、本定例会が最後となります。

よって、議長において職員の挨拶の機会をつくりたいと思いますが、ご賛同くださいますようお諮りいたします。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議がないようですので、そういたします。

挨拶を受け付けます。

会計管理者、木村久君。

○出納室会計管理者（木村 久君） 時間が過ぎました中で挨拶の機会をいただき、大変恐縮

に思っております。

ご縁がありまして数年前に議会事務局に配属になり、議員の皆様のそばで仕事をさせていただきました。大変貴重な時間をいただいたと思っております。それまで余りにも議会活動であったり、議員の皆様の活動に知らない部分がたくさんありまして、大いに反省をさせられました。

まず初めに、議員の方々を番号をつけて呼び合うということに大変な違和感を持っておりました。ただ、これは番号をつけて呼び合うことで、当選回数や肩書、それまでの経歴などに左右されることなく、公平、平等な議論をし合うということで、明治の時代に考案された、工夫された議会運営の一つであったということを教えていただきました。それをもって、なるほどというふうに関心をしたところもありました。

さらに、小坂町議会の議員の皆さんの机の配置については、コの字となっておりました。これもほかの議会では見られない机の配置であります。議員の方々がお互いに対面して表情をうかがいながら議論できるということについては、議会制度発祥のイギリスの議会の形を倣ったものだというふうに伺いました。これもなるほどということに関心したところでありました。

そのほかにも、町の財政事情なども含めまして、議員の出務日当の廃止、期末手当の削減、議員定数の削減、さらには、最近に至っては、長期欠席した場合の議員報酬を減額する特例条例など、現在でも多分、秋田県の中においては例がないような条例を提案、制定されました。その小坂町議会としての身を切る改革の歩みに本当に敬意を表したいというふうな思いで、いろいろ教えていただきました。

さらに、早い段階、早い時期での議員倫理条例の制定、そして長い時間と町民各層の意見を聞きながら本当にエネルギーをつぎ込んで制定された議会基本条例など、本当に議会改革、あるいは議員の皆さんの活動そのものをいろいろ教えていただき、そのことに知らなかったことが多くあったということをいろいろと反省させられました。

さらに、町民との対話ということで議会報告会、議員と語る会が10年以上にわたって継続され、今年度で27回を数え、町民が参加した延べ数は1,800名を超えております。数名の参加というときもありましたが、工夫を重ねながら継続され、これだけ多くの町民と対話を重ねてこられたその姿勢そのものは非常に重いものがあるというふうに関心したところでありました。

この議会活動の姿そのものは議会だよりによりまとめられ、この2月の発行で84号を数え、累

計のページ数は1,200ページを超えております。この歩みを見るときに、議会だよりをまとめた合本誌を見ますと、その歩みが、これまでの活動が手にとるように容易に知ることができます。

このように議員の皆様のそばで仕事をさせていただいて、あるいは執行部という形で議員の皆様と議論を重ねさせていただいた中で、いろいろ知ることがありました。これはとても貴重なことであったというふうに思っております。いろいろと生意気なことも申し上げましたけれども、議員の皆様のそばで活動させていただいて、おつき合いをさせていただいた、そういうご縁も非常に自分としてはありがたいことであったというふうに思っております。これからも地域の方々と寄り合って、支え合って、励まし合って暮らしていきたいと思っております。これまでに変わらぬお声がけをいただければ、非常に心強いと思っております。

貴重な時間を拝借いたしまして大変恐縮でありますけれども、改めてこれまでのご指導に感謝を申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。そして、これからもどうかよろしくお願いをいたします。

(拍手)

○議長（目時重雄君） 会計管理者には、長い間、職員として活躍されました。本当に大変ご苦勞さまでした。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（目時重雄君） それでは、これをもって平成30年第1回小坂町議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会 午後 零時15分